

審議事項(7)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

会社法対応専門委員会における今後の検討事項 新株予約権付社債等に関する会計処理

当委員会では、新株予約権付社債等に関する会計処理について、平成 17 年 12 月に、以下の実務対応報告を公表した。

- ・ 実務対応報告第 16 号
「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」
- ・ 改正実務対応報告第 1 号
「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」

実務対応報告第 16 号では、会社法による新株予約権のうち、以下を取り扱っている。

平成 17 年 12 月公表の企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」に示されていないもの

会社法による新株予約権付社債の会計処理

会社法による外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理

会社法において新たに明示された自己新株予約権に関する会計処理

会社法においては、一定の事由が生じたことを条件として、株式会社がその新株予約権を取得できることとする制度（取得条項付の新株予約権）が設けられており、平成 18 年 2 月には会社計算規則が公表されている。これとの関連で、上記の実務対応報告公表後、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債に関する実務上の取扱いに関する質問が複数、寄せられている。

また、今般、「金融商品に係る会計基準」の改正において、転換社債及び新株引受権付社債に関する定めを、転換社債型新株予約権付社債等の定め修正していることから、上記の実務対応報告を、改正後の「金融商品に関する会計基準」と整合させる必要が生じている。

については、これらについて会社法対応専門委員会で検討を行い、上記の実務対応報告に所要の改正を加えることとする。

以 上